

# 「(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」 骨子(案)

2019年8月  
滋賀県

# 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定にあたって

## 計画の趣旨

- 平成29年6月、文化芸術振興基本法が改正され「文化芸術基本法」が制定
- 平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定

本県のこれまでの経験を活かし、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

## 計画の位置づけ

### 1 法律に基づく計画

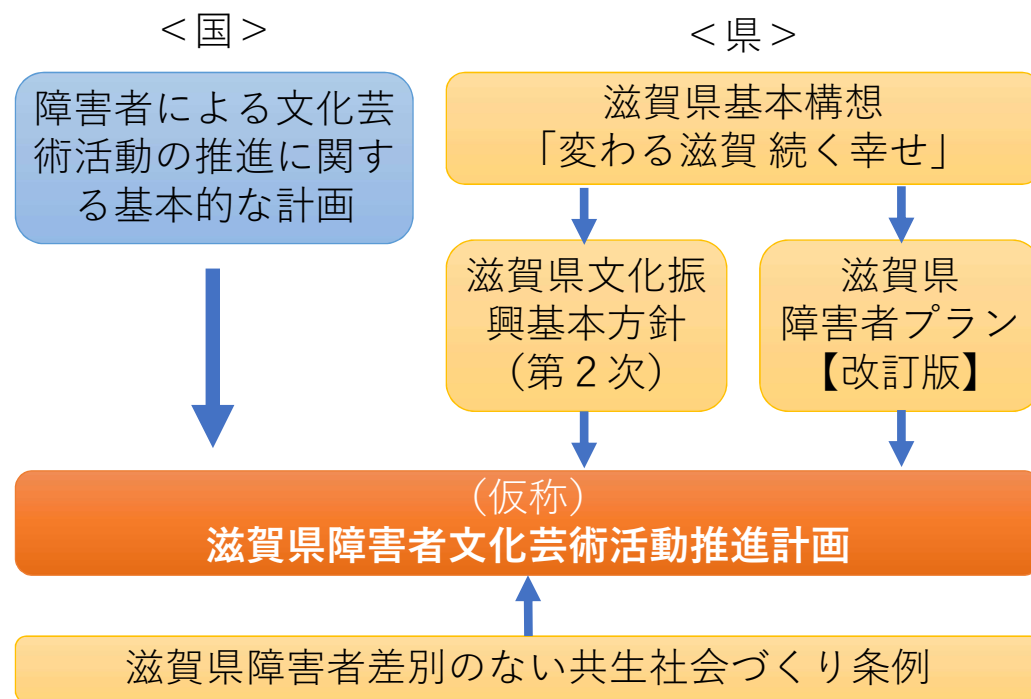
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

### 2 県の文化行政・障害福祉行政における、主に障害のある人の文化芸術活動の推進に関する計画

「滋賀県文化振興基本方針」（文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を示した計画）および「滋賀県障害者プラン」（障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示した計画）を上位計画とする個別計画

### 3 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」第21条に基づく取り組み方針を示した計画

障害者の文化芸術活動の参加機会の確保、障害者の文化芸術活動の推進に必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画



## 計画の期間

2020年度（令和2年度）から  
2023年度（令和5年度）までの4年間

# 障害者の文化芸術活動の推進にかかる現状

## 社会情勢（国等の取組状況）

- 2013年 文化庁・厚生労働省による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめ  
→障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援する体制の整備や専門的な人材の育成の必要性
- 同年 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」およびその指針  
→劇場、音楽堂等を運営する者が取り組むべき事項として、年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう様々な工夫や配慮を行うこと、劇場、音楽堂等が社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する
- 2015年 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催
- 2016年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定
- 2017年 文化芸術振興基本法が改正され、「文化芸術基本法」が施行
- 2018年 「障害者文化芸術推進法」が施行

## 滋賀県内の取組状況

### 1 障害者福祉施設での造形活動

- 戦後まもなくから近江学園など県内の多くの福祉施設等で、障害のある人の自由な造形活動が広がりを見せた
- 1981年から始まった「土と色」展等の開催により、滋賀の障害のある人の生み出す作品が数多く見いだされてきた

### 2 NO-M A の開設

- 2004年、障害のある人の作品と一般アーティストの作品とを分け隔てなく展示する「ボーダレス・アートミュージアム NO-M A」が開設
- 2008年の「アール・ブリュット／交差する魂」展等、障害のある人の作品を発掘し、展示を積極的に展開

### 3 海外での展覧会開催

- 2010年にフランス・パリで開催された「ART BRUT JAPONAIS」展では、滋賀県から障害のある多くの作家の作品が出展
- その後も2017年にフランス・ナントで開催された「日本のアール・ブリュット「KOMOREBI」展」等、滋賀県の障害のある作家の作品が海外で高い評価を受ける

### 4 本県の取り組み

- 造形活動の環境づくりや作品を後世に伝えていくための支援等、福祉行政と文化行政との連携した取組の推進
- 障害者アート公募展の開催や、県内の旅館など民間施設等でのアール・ブリュット作品の展示等、発表機会や鑑賞機会の提供
- 権利保護や著作権保護に関する相談支援、研修等の実施など、障害者の文化芸術活動の支援
- 障害者の舞台芸術活動を担う人材の育成に資するワークショップ、研修等の開催支援
- 県立近代美術館におけるアール・ブリュット作品の調査・収集
- アール・ブリュットの機運醸成を図るための全国組織である「アール・ブリュットネットワーク」の設立・運営
- 「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！」ホールの子事業における、特別支援学校の児童生徒に対する本格的な舞台芸術公演の鑑賞機会の提供
- 2017年にフランス・ナント市で開催された「障害者の文化芸術国際交流事業『2017ジャパン×ナントプロジェクト』」への参画
- 2018年にアメリカ・ミシガン州で開催された展覧会への作品出展

# 計画の基本理念・計画期間中の基本目標

## 基本理念

障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて自分らしく活躍できる共生社会の実現

文化芸術活動において、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合い、共感する中で、すべての人が対等に文化芸術を享受し創造する権利を有していることを前提として、文化芸術活動をとおして誰もが互いに認め合い、尊重しながら生き生きと活躍できる社会を築くことを理念として設定

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も踏まえた理念を設定



## 基本目標

多様な人々が支えあうことにより、障害のある人が障害のない人とともに、  
多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境づくり

## 施策の方向性（柱）

### 「親しむ」

障害のある人が障害のない人と同じように文化芸術活動を鑑賞し、参加し、創造する機会の充実

### 「つなぐ・支える」

障害のある人が文化芸術活動を通じて、自らの能力を最大限発揮し、障壁なく社会参加できるよう支援するための「人」や「場」づくり

### 「活かす」

障害のある人が創りだす作品等が国内外に効果的に発信され、作品の魅力をとおして県民の理解を深めるとともに、滋賀県固有の魅力として活かす

# 関係機関との連携

## 関係機関との連携

### 1 庁内の連携体制

本計画の策定と推進に向けて、関係部局間の連携・調査を図るため「滋賀県障害者の文化芸術活動推進にかかる庁内連絡会議」を設置。

### 2 関係機関との連携

- 県内の市町をはじめ、文化団体、福祉団体、NPO等の関係団体や民間事業者、その他専門人材やノウハウを持つ関係団体との連携を強化。
- 本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、文化関係者や福祉関係者などの有識者から障害者の文化芸術活動の推進に関する助言をいただく会議の設置を検討。

